

外国送金を行うお客さまへ

外国為替及び外国貿易法に基づく「貿易に関する支払規制」、「資金使途規制」 及び「北朝鮮に対する支払の原則禁止措置」への対応について

現在、日本では国連安保理決議等を受けて、外国為替及び外国貿易法に基づき様々な経済制裁措置を講じているところです。これに関して、金融機関はすべてのお客さまの外国送金等について、下記の①北朝鮮の「貿易に関する支払規制」②北朝鮮の核開発等に関連する「資金使途規制」③イランの核開発等に関連する「資金使途規制」④「北朝鮮に対する支払の原則禁止措置」に該当しないことの確認を行うこととなっています。

つきましては、下記の規制の確認のため、弊行にて外国送金を行う際には、お客さまより送金目的のほか、受取人の氏名(名称)、住所(所在地)、受取金融機関等の必要情報、依頼人と受取人の関係、および受取人(法人等の場合はその実質的支配者を含む)が北朝鮮に住所・居所を有していないこと等を申告いただき、当該規制に該当しないことを確認させていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

外国為替及び外国貿易法に基づく送金の規制（北朝鮮及びイラン関連抜粋）

①北朝鮮の「貿易に関する支払規制」

- ・北朝鮮を原産地または船積地域とする全ての貨物の輸入または仲介貿易に係るもの（平成18年10月14日実施）
- ・北朝鮮を仕向地とする貨物の仲介貿易に係るもの（平成21年6月18日実施）

②北朝鮮の「資金使途規制」

- ・「北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動」に寄与する目的で行われるもの（平成21年7月7日実施）

③イランの「資金使途規制」

- ・「イランの核活動等に関連する活動」に寄与する目的で行われるもの（平成28年1月22日実施）

④「北朝鮮に対する支払の原則禁止措置」

- ・北朝鮮に住所等を有する個人等に対する支払の原則禁止（平成28年2月19日実施）

なお、弊行がお客さまのために北朝鮮関連の外国からの送金を受けた場合にも確認を行わせていただきますので、その際の確認についても、ご理解とご協力をお願いいたします。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

